

学校法人九州国際大学役員等の報酬等の支給の基準に関する規程

(令和7年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人九州国際大学寄附行為第57条の規定に基づき、役員、評議員、役員等選考会議及び業績評価委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第5条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、寄附行為第5条第2項に規定する評議員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、第1号に規定する理事のうち、学校法人九州国際大学（以下「本法人」という。）において勤務することが常態である役員で理事長、副理事長、常務理事をいい、次号に規定する職員理事を除く。
- (4) 職員理事とは、寄附行為第7条第1項第1号に則り選任された理事、本法人の職員として雇用されている者が理事に選任された場合をいい、役員在任期間も職員としての勤務年数に通算する。
- (5) 非常勤の役員とは、寄附行為第5条第1項に規定する役員で前第3号及び第4号以外の役員をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、その名称の如何にかかわらず、報酬、賞与等、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益及び特別功労金（学校法人九州国際大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）等に基づく職員としての給与、退職手当等を除く。）をいう。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等をいう。以下同じ。）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び役員等選考会議の委員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、調整手当、住居手当、通勤手当、賞与
- (2) 職員理事 報酬、調整手当、住居手当、通勤手当、賞与
- (3) 非常勤の役員 報酬、理事会以外の会議出席報酬
- (4) 評議員 報酬、評議員会以外の会議出席報酬
- (5) 役員等選考会議の委員 会議出席報酬
- (6) 業績評価委員会の委員 会議出席報酬

2 役員に対しては、特別功労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員及び職員理事の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 報酬月額×理事長が定める支給割合

- (3) 常勤の役員に対する会議出席報酬は、支給しない。
- (4) 報酬月額 $\times$ 100分の3を乗じた額の調整手当及び職員給与規程の適用を受ける職員の例による住居手当及び通勤手当を月額として支給する。
- 2 非常勤の役員の報酬月額は、別表第2に定める額のとおりとする。
 - (1) 非常勤の役員の理事会及び評議員会以外の会議出席報酬の額は、別表第4に定める額のとおりとする。
- 3 本法人の職員以外の者のうちから選任された評議員の報酬月額は、別表第3に定める額のとおりとし、評議員の評議員会以外の会議出席報酬の額は、別表第4に定める額のとおりとする。
- 4 役員等選考会議及び業績評価委員会の委員の会議出席報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 5 在任中特に功労があった役員に対しては、報酬月額に3を乗じて得た額の範囲内で理事会で定める額を特別功労金として支給することができる。

(役員等の報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等の報酬等の支給の時期は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。
- 2 報酬等は、口座振替の方法により支払う。
 - 3 報酬等を支給する際には、法令の定めるところによる控除すべき金額及び役員から申出のあったものを控除して支給することができる。
 - 4 評議員に対する報酬の支給は、別表第4に定めるとおり毎年7月及び1月とし、口座振替の方法により支払う。
 - 5 役員等選考会議及び業績評価委員会の委員の報酬は会議出席による日当として各月の月末締めで翌月25日に口座振替の方法により支払う。

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 就任、退任又は解任の場合の役員の報酬等については、当該月の在職日数に応じて日割計算により支給する。ただし、死亡による退任の場合は、当該月の報酬月額の全額を支給する。

(費用の支給)

- 第7条 役員、評議員、役員等選考会議及び業績評価委員会の委員が職務のため出張するとき、別に定める役員の旅費に関する内規に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員、評議員、役員等選考会議及び業績評価委員会の委員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程による計算金額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(公表)

- 第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第151条に定める情報の公表の特例に基づき公表する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年6月27日から施行する。ただし、役員等選考会議及び業績評価委員会の委員の報酬等については令和7年4月1日から施行する。